

八丈町農業委員会

第2回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和7年5月23日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和7年5月23日(金) 9:00~10:30

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	菊池 寛	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 實	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	沖山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 家司(欠席)	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友
〃	4	浅沼 美和子			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名 菊池 家司委員

7. 会議録署名委員の指名：5番 奥山 利平委員、6番 磯崎 典雄委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取
について(利用権設定)

議案第4号 非農地判断願出書の承認について

議案第5号 八丈町農業振興地域整備計画の見直しについて

議案第6号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表及び

令和7年度最適化活動の目標の設定等について

9. 出席事務局職員：事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、奥山 万羅
事務局 小宮山 優、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：2名

八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第2回総会を開催いたします。
本日推進委員の菊池 家司さんは体調不良のため、欠席
事務局長の大澤 知史さんは出張のため、欠席となっております。
関係機関では八丈支庁 中村 課長代理
普及指導センター 菊池さん、松屋さんの2名が欠席のご連絡をいただいております。
本日の会議録署名委員ですが、5番奥山 利平さん・6番磯崎 典雄さんお願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告になりますが、事務局長が本日欠席のため、事務局次長よりお願いします。

事務局次長 <事務局長活動報告>

会長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和7年5月23日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1 農地の所在大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外
面積611㎡ 権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は健康上の理由により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。 作付予定作目 野菜

番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内
面積 2, 121㎡

番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内
面積 138㎡ 2筆合計2, 259㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は健康上の理由により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 あしたば

続いて場所の説明に移ります。資料2ページをご覧ください。

番号1農地は、大賀郷公民館より都道神湊八重根港線を八重根港方面へ約100m進み左折、そこから道なりに10m進んだ左側の場所になります。3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料4ページをご覧ください。

番号2①農地は、樫立駐在所より都道八丈循環線を樫立児童公園方面へ約100m進み左折、そこから道なりに約290m進んだ正面の場所になります。

5ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料6ページをご覧ください。

番号2②農地は、バス停樫立温泉入口より樫立温泉方面へ約120m進み右折、約120m進み右折、そこから水路に沿って約210m進んだ右側の場所になります。

7ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号1農地の●●●●さんについては、家庭菜園など日常的に行っており、農地取得後、旦那様と共に野菜を栽培していくとのことです。農地については、自宅に隣接した場所に位置しており、現在、下草が生えていますが、雑木等はなく、農地取得後、草刈機等で整備し野菜の栽培を行っていくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令順守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況についてはほかに農地を所有していないため問題ありません。

番号2農地の●●●●さんについては、譲渡人の●●●●さんの子供であり、現在、植物公園で管理作業を行いながら、奥様、息子さんと共に明日葉の栽培を行っており、農地については、

きれいに管理されている状況であるため、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていききたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令順守状況についても聞き取りを行い、確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については、所有する農地が全て島内ですので問題ありません。事務局からの説明は以上で終了させていただきます。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、大賀郷地域より推進委員6番 奥山 光洋さんお願いします。

推委6番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。現在、農地は使っている所もあるが、使用していない部分もあるので、譲受人が譲り受けたのち、全面を利用するという事で大変良いことだと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、農業委員8番菊池 みゆきさんお願いします。

農委8番 住居に隣接しており、現在、農地はストレリチアで3分割されているように見えたが、何も問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議長 続けて、番号2①と②について樫立地域の推進委員2番 磯崎 光弘さん説明願います。

推委2番 事務局と農業委員と見てきました。既に申請地には明日葉が植えており管理についても何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 続いて、農業委員4番伊勢崎 武二さんお願いします。

農委4番 譲渡人は高齢であり、自身での耕作は難しいとのこと。また事務局より説明がありましたが、現在兼業という形になるが、息子さんも明日葉生産を行っており、今後自身も今勤めている所を退職し、一緒に行っていくとのことでした。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。

農委7番 ご質問良いですか？●●●●さんは生前贈与でやったら良いと思うんだけど、何ででしょうか

事務局 親子関係があつて、生前贈与でも、農業委員会を通して申請等はしていただかないといけません。相続という形の場合のみ、届け出のみで処理できることになっております。

農委7番 はい。わかりました。

議長 よろしいですか？他に質問ありますか？

…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和7年5月23日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積677㎡、
権利 所有権移転
譲渡人 ●●●● 譲受人 ●●●●
転用目的 住宅用地
転用理由 譲渡人と譲受人は兄弟関係にあたり、譲受人の住宅建設について土地を探していたところ、今回の申請地が見つかった。譲受人は妻と二人家族であり、他に所有地が無い状況であるため、当農地を譲り受け建築いたしたい。
続いて場所の説明にうつります。2ページ目をご覧ください。
番号1農地は町立富士中学校正門より都道神湊八重根港線を倉の坂方面へ約10m進み右折、約220m進み左折、そこから宅130m進んだ左側の場所になります。3ページ目に農地図、4ページ目に土地配置図がございますので、あわせて確認をお願いします。
最後に確認事項ですが、番号1農地は農用地でなく、周辺街区の面積に占める宅地の面積割合が40%を超えているとして第3種農地と判断しています。
そこで、確認事項が12項目ございますが、今回は1、2、4、5、7、9の6項目を確認していきたいと思っております。
まず「1区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、譲受人は他に適合するような所有地がなく、この農地を転用するのがやむを得ないと判断しています。
次に「2資力及び信用」ですが、建物の建築費は譲受人が融資によって賄うということで適当と判断しています。
次に「4申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、利用計画ができておりますので、確実と判断しております。
次に「5行政庁の免許・許可・認可等処分見込」については、担当部署と事前相談を行い利用確認の見込みがありますので、確実と判断しております。
次に「7計画面積の妥当性」ですが、申請地の住宅用地及び駐車スペースについては、利用状況等を考慮した利用見込みであるため、適当と判断しています。
最後に「9周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断しています。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。申請地について、三根地域より推進委員3番 村口 知功さんお願いします。

推委3番 事務局と農業委員と本件の場所を見てきました。現状周辺状況は住宅用地であり、事務局からの説明もありましたが、全面利用の計画となっており、他に用地も無いという事ですので、よろしいかと思えます。よろしくお願いたします。

議長 続けて、農業委員5番 奥山 利平さん説明お願いします。

農委5番 ここら辺一帯は、住宅用地となっており、現状は空き地になっている状況ですので、問題ないかと思われます。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか？
ご異議ございませんね？
《異議なしの声多数》
ご異議ないものとみなし、本件は許可といたします。

議長 続いて、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。

令和7年5月23日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、
面積 3,780㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 さつまいも、期間 5年間、賃借料は無償となります。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,304㎡の内170㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 バニラ、期間 5年間、賃借料は無償となります。

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、

面積 384㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 野菜、期間 5年間、賃借料は無償となります。

番号4 農地の所在 大字●●●●番 登記 宅地、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 366㎡、内容は新規となります。

利用権設定をする者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 さつまいも、期間 5年間、賃借料は無償となります。

番号5 農地の所在 大字●●●●番 登記・現況 畑、農振区分 農用内、
面積1000㎡、内容は新規となります。

利用権設定をする者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 レモン、期間 5年間、賃借料は無償となります。

番号6 農地の所在 大字●●●●番 登記・現況 畑 農振区分 農用内、
面積1,793㎡、内容は新規となります。

利用権設定をする者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 レモン、期間 5年間、賃借料は無償となります。

番号7

① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積1,129㎡

② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積779㎡

③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積657㎡

④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積932㎡

⑤ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積1,317㎡

⑥ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 1, 174 m²

- ⑦ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 796 m²
- ⑧ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1, 364 m²
- ⑨ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 391 m²
- ⑩ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 13, 540 m²
- ⑪ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 5, 732 m²

11筆合計 27, 811平米 内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●
●●●●

利用目的 アボカド、期間10年間、賃借料は無償となります。

番号8 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1, 708 m² 内容は新規となります。

利用権設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は無償となります。

続いて、場所の説明にうつります。2ページをご覧ください。

番号1農地は西見交差点信号り都道八丈循環線を永郷方面へ約600m進んだ右側の場所になります。3ページに農地図がございませので、周辺環境等をご確認ください。

資料4ページをご覧ください。番号2農地はバス停富次郎商店より都道八丈循環線を中之郷方面へ約40m進み右折、約120m進み左折、そこから道なりに約260m進んだ右側の場所になり、対象地は、赤色の斜線で塗りつぶされた区域となります。

5ページに農地図がございませので、周辺環境等をご確認ください。

資料6ページをご覧ください。番号3農地は、榎立駐在所より都道八丈循環線を榎立児童公園方面へ約90m進み右折、そこから道なりに約370m進んだ左側の場所になります。

7ページに農地図がございませので、周辺環境等をご確認ください。

資料8ページをご覧ください。番号4農地は、中之郷駐在所より都道八丈循環線を三原学園方面へ約100m進み右折、約170m進み右折、そこから道なりに約120m進んだ右側の場所になります。9ページに農地図がございませので、周辺環境等をご確認ください。

資料10ページをご覧ください。番号5農地は、中之郷出張所より都道八丈循環線を中之郷駐

在所方面へ約70m進み右折、そこから道なりに約220m進んだ右側の場所になります。

11ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料12ページをご覧ください。

番号6農地は、中之郷出張所より都道八丈循環線を中之郷駐在所方面へ約190m進み右折、そこから道なりに約380m進んだ右側の場所になります。

13ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料14ページをご覧ください。

番号7①農地は、地熱温室団地 西地区より三原山方面へ約300m進んだ左側の場所になります。②農地は①農地の北側に隣接した場所にあり、更に北側に③農地があります。④農地は②、③農地の道を挟んだ東側の場所になります。

⑤農地は、地熱温室団地 西地区より三原山方面へ約240m進み右折、そこから道なりに約80m進んだ左側の場所になります。⑥農地は⑤農地の北側に隣接した場所にあり、更に北側に⑦農地があります。

⑧⑨農地は、地熱温室団地 西地区より三原山方面へ約580m進んだ右側の場所が⑧農地、左側の場所が⑨農地になります。15ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料16ページをご覧ください。

番号7⑩⑪農地はえこ・あぐりまーとより沢の小径方面へ約360m進み右折、約10m進み右折、そこから道なりに約520m進んだ左側の場所が⑩農地、右側の場所が⑪農地になります。17ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料18ページをご覧ください。

番号8農地は末吉出張所より都道八丈循環線を登龍峠方面へ約320m進み右折、約150m進み左折、そこから道なりに約90m進んだ右側の場所になります。

19ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号1、4、5、6、の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●さんについては、認定農業者であり、農地についてはさつまいもを栽培予定の農地は下草が生えているところもありますが、平坦な土地であり、草刈機等で整備すればすぐに農地として活用できる状況です。レモンを栽培予定の農地については過去に整備されたパイプハウスが綺麗な状況で残っており、既にレモンが植え付けされている状況であるため、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。

番号2の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については、利用権からの移行であり、既に、パニラを栽培しており、引き続き栽培を行うとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。

番号3の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定新規就農者であり、農地については、自宅の隣に位置しており、きれいに整備されているため、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。

番号7の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●については、先日立ち上げたばかりの法人ではありますが、認定農業者である●●●●さんが法人化した会社となり、農地についても、きれいに整備されている状況であるため、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。

番号8の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者であり、農地についても利用権からの移行となり、既に管理されている場所になるため、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。本件については、利害関係者となる農業委員3番 磯崎 正さんと農業委員11番 沖山 至さんにご退席いただきますよう、お願いいたします。

《3番、11番委員退席》

始めに大賀郷地区より推進委員6番 奥山 光洋さんお願いします。

推委6番 番号1農地については、現在は草が生えておりますが、草刈機などで伐採すればすぐにもさつまいもは作れそうな農地です。よろしくお願いします。

議長 続いて、農業委員8番 菊池 みゆきさんお願いいたします。

農委8番 番号1農地については、●●●●さんのご長男と借主の●●●●は同級生という事で、坂下酒造で焼酎作りを一緒に行っており、酒造に利用する、さつまいも栽培するという事で、何も問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 続きまして、樫立地域より推進委員2番 磯崎 光弘さん説明願います。

推委2番 事務局と農業委員と確認してきました。番号2農地で始めてパニラを見ましたが、大変きれいに管理されておりました。また5年目にも借りており今回は更新という形になるかと思えますので、何も問題ないと思えます。よろしくお願いいたします。

議長 続いて、農業委員4番 伊勢崎 武二さん説明願います。

農委 4 番 番号 2 農地ですが、栽培しているのは始めて見ましたが、今年始めて収穫ができるそうです。非常に高い単価で取引されているそうで、八丈でこういった物が出来ていくのは良いことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 続いて、中之郷地域より農業委員 9 番 金田 可奈利さん

農委 9 番 事務局と推進委員と見てきました。番号 4 農地は畑はそこまで大きくは無いが、非常にきれいに管理されており、お父さんからの賃借になるので、何も問題ないかと思しますので、よろしくお願いいたします。

番号 5 農地については、ストロングハウスにてレモンを栽培していたが、元の持ち主は亡くなっていて、後継者の方も本業が別である状態だったので、誰がやるのか心配でした。

●●●●さんがやられるという事で、現状も剪定なども行き届いており、非常にきれいな状態でしたので、何も問題ないかと思します。

番号 6 農地についても、同様にストロングハウスにてレモンを栽培している。こちら番号 5 農地同様に非常にきれいに管理されており、問題ないと思します。よろしくお願いいたします。

番号 7 農地について、隣接している農地なので、2 箇所という形で見えてきました。

現在は身長程度のアボカドが栽培されていて、きれいに管理されており、何も問題ないと思します。国産のアボカドは 0.015% しか栽培されておらず、これが八丈町から出荷できると話題にもなると思うので、よろしくお願いいたします。

議長 続いて、末吉地域より推進委員 7 番 浅沼 幸友さんお願いします。

推委 7 番 土地がかなり広く、大小のロベが植えられていて、高木のロベの間には小さいロベも植わってありました。多少草が生えておりましたが、除草をすれば何も問題ありません。よろしくお願いいたします。

議長 はい、続いて農業委員 12 番 青木 保憲さん説明をお願いします。

農委 12 番 借主の方は、農業面においては何も問題はなく、農業以外の面においても地域の方に大変頼られている方ですので、問題はありませぬ。よろしくお願いいたします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか？

推委 3 番 はい、すいません。番号 3 農地に関して説明が漏れておりましたので、もう一度よろしいですか？

議長 申し訳ないです、檜立地域もう一度お願いいたします。

推委 3 番 番号 3 農地に関しては、現状●●●●さん宅の下に位置しており、開墾されており、きれいに

管理されており、全く問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 農業委員4番 伊勢崎 武二委員よろしくをお願いします。

農委4番 番号3農地は自宅の下に位置しており、野菜を作る上で、最高の場所だと思います。畑もきれいに管理しているので、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、改めて全体について質疑ありませんか？ご異議ございませんね？
《異議なしの声多数》

異議なしと認め、本件は許可といたします。退出された農業委員3番、農業委員11番の入室を許可いたします。

議長 続きまして、議案第4号 非農地判断願出書の承認についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 非農地判断願出書の承認について

下記の所有者より非農地判断願出がありましたので、意見を求める。

令和7年5月23日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1 ①農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 13,487㎡

②農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 542㎡ 2筆合計 14,029㎡

内容は非農地判断願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は現在山林化してしまっている状況にあり、当農地の荒廃の規模を踏まえても、今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地判断を願い出ることとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて、場所の説明に移ります。資料2ページをご覧ください。

番号1農地は西見信号交差点より都道八丈循環線を永郷方面へ約760m進み左折し、そこから道なりに約90m進んだ右側が①農地、左側が②農地になります。

3ページ目に農地図がございますので周辺環境等をご確認ください。

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

番号1農地については、広大な土地ではありますが、木々が高木化しており、今後農地としての利用は困難な状況であるため、非農地としても問題はないと思われれます。

それでは、ご意見をよろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。本件は大賀郷地域ですので、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。

番号1農地について推進委員6番 奥山 光洋さんをお願いします。

推委 6 番 ロベが栽培されていた感じでしたが、相当な高木になっており、雑木も凄いい状態になっておりました。申請者の方も 1 人でやるのは大変で出来ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、農業委員 8 番 菊池 みゆきさんお願ひいたします。

農委 8 番 はい、推進委員と同様になりますが、規模や高木したロベや雑木が凄いいので、致し方ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。本件について、質疑ありませんか？
質疑がないようなので、採決に入ります。ご異議ございませんね？
〈異議なしの声多数〉
本件については、可として処理いたします。

議長 続いて、議案第 5 号 八丈町農業振興地域整備計画の見直しについて
事務局より説明願ひします。

事務局 先日 5 月 19 日に役場大会議室にて八丈町農業振興地域整備計画促進協議会が開催され、整備計画書案について協議会の承認をうけましたので、関係機関への意見聴取を行わせていただきます。

まず、農業振興地域整備計画についてですが、八丈町は総合的に農業の振興を図ることが望ましい地域として農業振興地域が定められており、農振法に基づき、農業振興地域整備計画を策定しております。

島内においては、現在、農用地区域が約 1,051ha あり、その内の約 276ha が農用地区域内農地として指定されており、原則として、その用途以外の目的に変更できないとされていひます。農用地区域の変更を行う場合には次のページに記載してある基準全てを満たす必要がありひます。基準については、説明を割愛させていただきますので各自でご確認の程よろしくお願ひいたします。

3 ページ目をご覧ください。

整備計画策定については農水省のガイドラインにおいて、概ね 10 年を見通し策定することが適当とされており、見直しについては、概ね 5 年ごとに基礎調査を行い、見直しの必要がある と判断された場合に、関係者の意見を伺いながら計画を見直すこととなっております。

しかし、八丈町の整備計画の現状としては昭和 46 年に策定後、59 年、平成 4 年に計画変更を行つた後、30 年以上見直しが行われていない状況であり、経済的、社会条件の変化等により、整備計画と現状の農用地の状況にひずみが発生している状況である。

そこで、東京都の補助を活用し、基礎調査を実施し、その結果を基に整備計画案を作成しました。4 ページ目をご覧ください。

今後のスケジュールについてですが、本日意見聴取を行つた後、東京都へ事前協議し、8 月に開催予定の農業振興地域整備促進協議会で協議、その後計画変更の公告を行う予定となっております。

ります。

つづいて、計画書案の内容について説明させていただきます。

計画書案については国のガイドラインで定められた参考様式を活用しており、第1章から第9章と別記の農用地利用計画で構成されています。

各項目で統計や各種資料を参考にしながら、八丈町の現在の状況をまとめて記載しております。そのなかでも、特に重要となる部分が、1ページから6ページにかけて記載のある農用地利用計画となります。

1ページでは、土地利用区分の方針として町全体の概略、2ページでは、基礎調査資料を基に農用地区域としてする全体の面積を記載しています。3ページでは、農用地区域の設定方針について、4ページでは、三根から末吉までの5地区と牧場の富士地区を併せて6地区の地区ごとの農用地区域の面積、5ページには各地区の概略を記載しています。6ページの計画は後ろについている地番が並んだリストになります。

本日は時間が限られておりますので、各自でご確認いただき、ご意見等がございましたら、来週水曜日の28日までに小宮山までご連絡いただければと思います。ご確認の程よろしく願います。また、基礎調査資料を確認したい方がいましたら、小宮山までお声がけいただければ確認できますのでよろしく願います。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。本件について質疑ございますか？

ご異議ありませんか？

《異議なしの声多数》

ご異議ないものとして、本件については認めたこととします。

議長 続きまして、議案第6号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第6号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和7年度最適化活動の目標の設定等について

上記議案を提出する。

令和7年5月23日 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

別紙のとおり、本件については、農林水産省経営局長からの通達により、農業委員会の適正な事務実施を行うことを目的として、毎年、活動計画を定め、その点検評価を行うこととしているために提出する。

前回総会の協議第1号にて令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和7年度最適化活動の目標の設定等についての案を決定いたしました。この案を、町ホームページにて5月1日から20日までの期間掲載し、町民の方の意見と要望の募集を行いました。意見と要望はありませんでしたので、別紙本案を最終的な決定としたため審議願います。

なお、八丈支庁の農務担当さんにも確認していただいたところ、資料8ページの一番下の部分で新規参入相談会への参加目標とありますが、案の時はワーキングホリデーしかありませんでしたが、農業会議にて実施のある農地流動化検討会の記載依頼がありましたので、こちらを追記しております。

また、農業委員会等に関する法律の第37条にて、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとあります。

農林水産省経営局通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」より、活動の点検・評価及び活動計画については、市町村のホームページ等で6月30日までに公表することが適当となっておりますので、6月1日より、この令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和7年度最適化活動の目標の設定等を町ホームページにて公表します。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ご質疑ございませんか？

ご異議ございませんね？

〈異議なしの声多数〉

異議無いものと認め、本件については決定といたします。